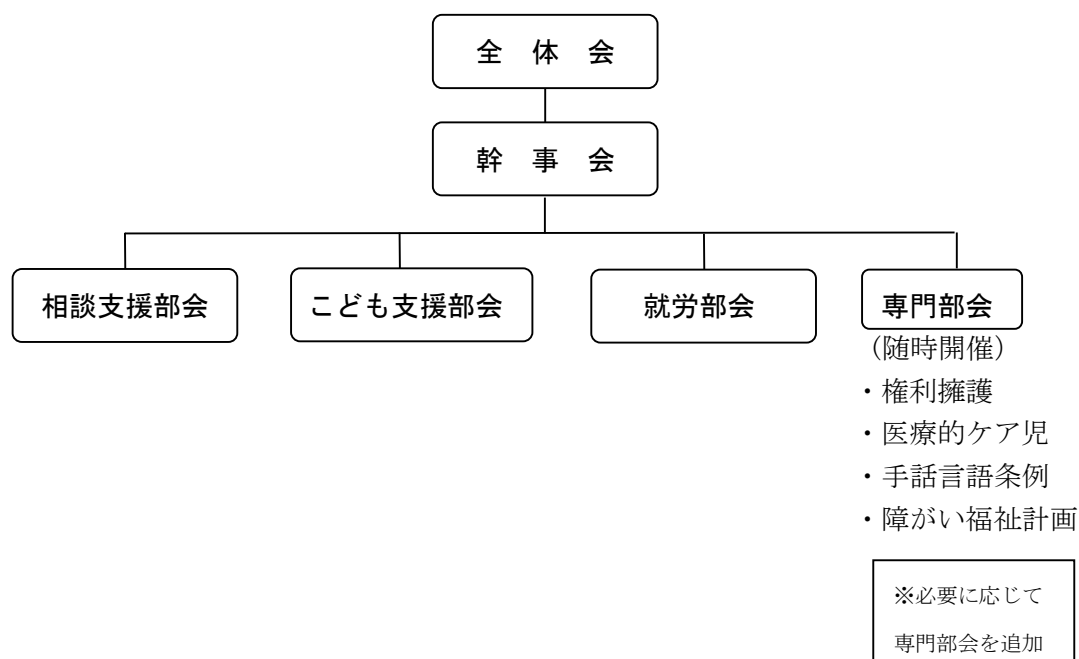


令和 6 年度苫小牧市地域自立支援協議会組織について

1 地域自立支援協議会の構成



2 所掌事項

(1) 全体会（年 2 ～ 3 回開催）

- ア 相談支援事業の実施状況に関すること。
- イ 関係機関との連携体制の構築に関すること。
- ウ 障がい者計画及び障がい福祉計画の総括に関すること。
- エ その他障がい福祉施策の推進に関すること。

(2) 幹事会（随時開催）

- ア 部会活動の企画、進捗管理等に関すること。
- イ 部会活動の総括による問題提起、意思決定等に関すること。
- ウ 先進事例視察研修の企画及び実施に関すること。

(3) 部会（各部会・年 2 ～ 3 回程度開催）

- ア 障がい福祉に関する地域課題の提起、検討に関すること。
- イ 個別ケース等の事例検討に関すること。
- ウ 課題別の関係機関の情報交換、地域連携等の場の構築に関すること。
- エ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること。

3 部会所掌事項

(1) 相談支援部会

- ア 利用計画と障害福祉サービス等に関する調査研究
- イ 相談支援事業所全体のスキルアップ及び事業所間の連携体制の構築
- ウ 個別ケース等の事例検討
- エ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(2) こども支援部会

- ア 発達障がい（早期療育）に関する各種福祉サービス等の調査研究
- イ はぐねっと推進事業の普及、進捗に関する情報交換
- ウ 障害児通所支援事業所の療育体制の整備、連携体制の推進

(3) 就労部会

- ア 障がい者雇用（工賃向上を含む。）及び就労相談に関する調査研究
- イ 障がい者就労支援事業の進捗に関する情報交換
- ウ 個別ケース等の事例検討

(4) 専門部会（随時開催）

専門性の高い個別ケースに応じた協議（権利擁護、医療的ケア児支援、手話言語条例、障がい計画等）